

00480

極力実現に努力を望みたい。

二、教育財産の取得管理処分の取扱については未だ教育委員会自体として法文化されていないが至急規定し管理の完璧を期すべきである。なお現有財産は目下調査中であるが未登記のもの異動せるもの等あり従つて台帳も未だ不整備につき至急整然とすべきである。

三、支所機構の拡充強化と行政処分権限の太巾移譲により教育行政の効率化を図ることが肝要と認める。懸案

だつた専任次長制は二十六年より実施されたことはその第一止として眞に結構だが解として又第一線機関としての能力と権限を備えせしめ、従来の如き委員会事務局の事務取扱的存在に終らしめないよう四囲の情勢から見ても拡充強化することが緊要と認める。

四、中学校々舎建築促進と六、三制補助金の確保については関係当局の熱意と努力により概ね所期の目的を貫徹しており特に本年度工事施行分によつて一応国の最低基準を確保するに到つたことは眞に欣ばし。

五、教育委員会関係公文書の整理、編さん保存は事務局

庶務細則第三十八條により当該で管掌することになつてゐるが未実施である。従つて夫々各課が適宜実施している関係上整備は不統一である。完結書類は一応引繼を了し統一を図るべきである。

六、經理その他事務の処理状況は全般を通じ概ね良好と認めたが書類の編綴は不充分で特に例規規定その他重要書類等は索引を附し整理されたい。

社会教育課

昭和二十六年六月六日監査

監査委員

岸 本 政 嘉

同

山 上 時 鏡

同

前 田 玄 一

監査概況

当課は一般社会各階層を対象とした教育行政を管掌しその内容も性質上多種多様広汎に亘つて実施しているが何れも経費の制約に左右され企画した施策の遂行を困難にしている。しかし与えられた予算で最も効率的に実施し斯教育の推進を図つてゐるものと認めた。何分社会教育

00481

は一般大衆を対象とし又法の強制よりはづれた最も困難な教育行政であり且成果が直ちに現実的に顕現し得られない教育施策であるので理事者の撓まざる努力と熱意により使命の達成に邁進することが肝要である。

一、各階層を対象とした各種講座、講習会、講演会、映画会、討論会等所謂社会教育施策を活発に実施して成果を収めているものと認めたが過去の施策と比較対照するためにも又今後の施策資料とする上にも、これらの実施結果の記録を作成して置くことが肝要である。

二、町村の自主的社会教育活動を活発化せしめるためには末端の指導機関により公民館の活発なる運営に俟つ所が多い。公民館施設状況は当局の指導宜しきを得て二十五年において飛躍的に増設を見て、施設率三〇%に及び全国的に優秀な成果を挙げていることは欣びに堪えない。しかしながら、その設備内容及び運営の面は未だ完全の域には道遠しの感がし、又専任職員も果

下に僅か十五町村しか設置されていない状況から見

場合兩者の充実強化に特段の指導が肝要と認めた。

三、視聴覚教育のためのナトコ巡回映画会は希望市町村に偏重の憾があるので、これが計画的、普遍的に実施が必要と認めた。又町村によつてはこれを敬遠する向もあるようで、ために偏重に陥るものと認められるがこれらの町村にこそ社会教育の啓蒙指導を図ることが急務ではなからうか。

四、凡ゆる階層の啓蒙指導と県下各地を普遍的に巡回指導することを要請される当該施策の中特に巡回講演、映画会、移動図書館開設等機動的業務の実施には自動車は不可欠のものと認められるので是非備え置くべきであり、若し経費等の関係で社会教育のみの専用が不可能ならば広報宣傳用のニュースカーとの併用も考える等万難を排し考慮するべきである。

五、県下の国宝、史蹟、名勝、天然記念物の文化財は一般県民に周知徹底されていない傾があるが標柱を樹てる等して貴重なる文化財の顯彰に一層の配慮が必要と認めた。

六、經理その他事務の処理状況は全般的に良好と認められたが備品整理簿に誤記捺印洩れがあつたので訂正し捺印せしむべきである。

健康教育課 昭和二十六年六月七日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一

監査概況

当課の各般事務は総体的に見て円滑に執行されているものと認めた。特に本年度は県民健康福祉増進に重点を置き社会並びに学校体育を併行し保健指導を活発に実施して実効を挙げ又施設面にも努力し序々に成果を挙げつゝあることは結構である。

一、近時学校体育偏重を避け社会体育にも重点を傾けつゝあることは結構であるが、しかし何分健康教育行政上の手足となる末端機関を持たない点にその徹底を期

し得られない憾みがある。たとえば市町村に体育委員を設置することを勧奨しているも経費等の関係もあつて捗々しくないようであるが、これらは積極的に果より委囑する等して広く社会体育の滲透を図ることが望ましい。

二、各種施策、事業、行事の年間、月間の多彩なスケジュールを組み活発に実施し健康教育の普及徹底を図つていふことは喜ばしい。しかしこれら実施したものゝ結果を記録しておくことが望ましく、それにより前年度以前との実績を比較検討の上今後の資料とする等の配意が肝要と認める。

三、県民体操の普及に関しては多大の経費と努力を費してその効果発揚に努力してきたが未だ県民一般に親しまれる域に到っていないようである、折角発案企画されたものであるから今後一般県民にこれが普及方徹底を期し健康増強のためにも永久的のものにするよう努力を望みたい。

四、養護学級実験学校は本年度三ヶ年の継続的実験研究

を終了所期の目的を達成しているが、この結果を発表のみに止めず更にその結論と対策を樹て他に普及せしめることが必要と思われるので今後の考究を望みたい。

的に記入の上支出の適正を期すべきである。
(3) 繰替金で六十二万一千七百十三円支出に対し収入済額四十五万円を測定しているが繰替支出相当額を測定し収入に努むべきである。
(4) 各種法令例規程程度には、索引を附し編さん整理された。

衛生部

監査概評

六、学校保健衛生については特段の配意と努力を払つてゐるが一面全面的に県下学校の衛生環境調査をしていないため実情把握が不充分のようである、今後強力に本調査を行ない積極的指導が望ましい。

保健衛生に関する諸般の行政は逐年伸展しその完璧を期しつつあることは衆目の一致するところであつて関係当局の努力によるものと認めその労を多とする特に、三十五年

七、会計經理その他事務は概ね良好に処理されているものと認められたが今後左の点につき留意されたい。

度は保健所病院等現地機関施設々備の充実に努力を注ぎ目覚しい向上の跡を示していることは県民保健上から謂つても同慶に堪えないものがある。しかし乍ら保健衛生行政執行過程の個々の事務事業処理についてなお改善す

(1) 各種経費支払中に爾後伺のもの、立替支払のものが相当件数あつたが緊急已むを得ないものゝ外極力事前伺により支出の適正を期されたい。

べきものを見受けられるのであつてこれらは早急に改善されること望ましく、概ね左記のことからつき折角

(2) 出張命令簿中誤記入並びに派遣旅費で支出中に指導旅費と目されるもの等二、三あつたが用務を具体

00484

工夫研究して改善することに留意すべきである。

一、予算の計画執行について

衛生部関係予算は総べて医務課で掌理しているため、公衆保健、予防、薬務の各課は事業計画成いは執行に際して甚だしく困難を生じているようであるが能率の面からしても尠く共夫々の所属予算は当該課え内示し計画経理せしめ以つて事業の完遂を図るべきである。

二、許可認可等の行政処分権限を保健所長へ移譲方につ
す

当部所管事務中数十種類、取扱件数にして数千件に及ぶ許可認可事務があり殆んど全部が各保健所經由の上夫々指令を發するとか或いは台帳を作製するとかして幅轆を極めてはいるが、これらの中には性質上比較的輕微なものや形式に墮したのも見受けられるので、これが支障なきものは保健所長に権限移譲して申請者の利便事務の簡素化、能率化を図ることが緊要と認む。

三、衛生教育の活潑化について

当部各課において夫々所管する保健衛生行政の基底と

なるべき衛生教育に關しては余り經費も見られず、ために計画性のある施策も見られずにいるが今後は当該經費を得て計画的地についた衛生教育の実施が緊要と認める。

以上が各課共通の主なる事項であるので早急改善されるよう希望する。なお各課の監査結果は次の通りである。

医 務 課 昭和二十六年六月十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 前 田 玄 一

監査概況

当課所管事務は衛生部の人事企画予算経理を初め医療機關の整備及び衛生に關する調査統計事務等を管掌しているが何れも極めて円滑に執行しているものと認めた。特に本県衛生行政の中施設々備拡充整備については相次ぎ企画し強力に実施していることは特筆すべきである。なお監査の結果による細部事項は次の通りである。

00483

一、衛生部関係職員(含保健所、病院、診療所職員)は

三八九名を擁し前年度の昭和二十四年度定員より一名増加となつてはいる。例えば鳥取、倉吉、根雨、智頭の各保健所の昇格に伴う増六一名、中央病院拡充による増二三傳染病予防法改正に伴い事務膨脹による増一五等があるが、何れも保健衛生行政の伸展拡大を裏書きしているものと考え欣ばしいことである。しかし欠員も相当数あり事務事業の執行に支障を及ぼすものと思ふが就中保健所、病院及び予防課等の医師の充足がなされず七名も欠員を生じていることは保健衛生業務の遂行を妨げるものであるから極力これが充足に配意すべきである。

二、当課は保健衛生施設々備の企画については強力に実

施し特に二十五年度においては顯著なる実績を収めてはいる。即ち米子保健所の焼失再建倉吉根雨兩保健所の新築、中央病院の医師公舎及び病棟の新築、国立結核療養所の設置協力等があり、設備関係では保健所のダットサンの新設レントゲンの整備、本庁に巡回用レ

ントゲン自動車の新設等々にその他種々と企画実施していることは課長を初め職員の努力によるものと認める。しかし肢体不自由児施設、精神病院施設については法の改正後寸暇のない関係もあつて未だ具体的に企画着手の運びとなつていないが、県内における施設の現状と收容該当者数の点から見ると至急これが施設充実につき配意すべきものと認む。

三、八頭保健所の郡中央部移転については予ねてから懸案事項とされているが現下の保健衛生行政上利用者の利便、行政施策の普及滲透等の点から考えても万難を排しこれを移転することが良策と思われるので考究すべきことと思ふ。

四、保健婦、助産婦、看護婦の免許事務並びに再教育は比較的順調に実施しているが保健婦の活動に足らざるものがあるので次の事項につき考究し善処すべきである。

(1) 各保健所に保健婦四八名を夫々配置しているが定数の少いこと巡回施設予算の僅少機動力の不完備等

00486

が原因し管内への普遍的計画的巡回訪問に活発を欠き所内業務に従事が主となつてゐる憾みがある。

(2) 市町村保健婦は現在六七名(内二五名は國保組合)おり県下市町村の約三分の二はこれが未設置の状況である。従つてこれらの保健指導は総べて保健所の保健婦に待たなければならぬ状況からして保健所の活動が要請されるゆえんであつて前述した如き隘路を打開することが急務である。なお保健婦未設置町村は何れも財政事情によるもの、ようであるがこれが設置方について極力勸奨し末端における保健指導の充全を期すべきである。

五、保健衛生に関する各種統計を作成し行政施策上の重要資料として活用されていることは結構であるが、これが統計は努めて印刷製本の上公表周知することが肝要であり又統計作成も医療機関と緊密なる連けいによりその確実性を期することが必要である。

六、經理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが次の事項留意すべきである。

- (1) 寄生虫予防費繰替金として三十二万三千円を予算化しているも全然これを執行せず又収入予算中検査手数料二万二千余円の収入減少を生ぜしめてゐる等があるが今少し適正なる事業執行計画により予算編成に留意すべきである。
- (2) 衛生研究所の各種試験手数料は一応医務課において預金通帳により預入し会計課一括調定依頼をした上適宜県金庫へ払込んでゐるがこの取扱は適正でないので遅くとも翌日には払込むよう処理すべきである。
- (3) 墓地台帳が未整理であるから整理しておくべきである。
- (4) 人事庶務関係綴に索引を附して整然と編綴すべきである。
- (5) 文書受発件名簿に未整理のものが二、三あつたので今後留意を要す。

00487

公衆保健課 昭和二十六年六月十一日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一

監査概況

当課の所管事務は総べて保健所と緊密なる連けいをする必要とするが、なを当課も卒先活動して保健所活動を促進助長すると共にこれを援助して対照の広い公衆衛生行政の完璧を図ることが必要と認められるので一層の努力を希望致したい。又衛生教育は従來重視されながらも経費を殆んど見ていないため等閑に附されているので今後経費を得て計画的に実施すべきである。

なお監査結果による細部事務は次の通りである。

一、保健所の運営に関しては各保健所毎に諮問機関として運営委員会が設けられており又衛生部各課で夫々担当事務個々につき随時指導しているものと思うが、しかし個々末端の事務事業とか或いは又一貫した運営状況隘路、希望と謂つた細大事項全般に亘り現場の実状

を専門的立場において年一回定期的な査察指導し以つて第一線機関の活動を促進すると共に運営を一層正常化することが肝要と認められるので折角考究された。

二、県民の栄養改善については漸次婦人会等が自主的に講習、講演会を開催し知識の取得向上を図りつつあるもしかし未だ一般に無関心である。他面県下医療機関関係者を以つて組織する県病院協会給食部会において疾病者を対照とする給食上の營養改善につき協議研究しているが、これを医療機関のみに止めず各種学校、児童福祉施設或いは会社工場方面における給食上の栄養改善にも拡大し更に一步進めて県下の全家庭迄にも普及徹底せしむる強力なる施策を望みたい。

三、衛生教育は県民健康の母であることに鑑み現在の如き経費予算なく且その場限りの教育に止めず組織の結成、指導者の養成訓練を基盤とし計画化したるものを強力に遂行することが肝要である。

四、当課所管の行政上の許可認可すべき事項は三十四種

00488

目あり昭和二十五年中に取扱件数三、六八五件の多きに及んでいるが、その処理と台帳作成に没頭せざるを得ない状況にあるようであるからこれが事務処理の簡素化、能率化と一般業者の利便等からして兎角形式に墮し易い、しかも軽微なものは保健所長へ権限移譲することが効率的と考えられ又それにより生ずる余剰労力を保健所活動の促進助長に資することが肝要と認めらる。

五、母子に対する衛生保健指導は概ね低調であるが二十五年度新しい試みとして開設された母親教室も出席率悪く不振のことであつたが、これ等最も有意義なる母子保健施策は中途半端なものとせず今少し積極策を講じ完遂すべきである。

六、食品衛生取締は活潑に実施されているようであるが都市偏重をさけ郡部末端における取締強化が必要である。尤も監視員定数が少ないのと予算の面で制約を受けているようであるが、これらの点について今後当局の配意が肝要と認める。

七、環境衛生取締、乳肉取締或いは狂犬病予防と謂つた方面の監視取締は何れも食品衛生監視員が兼務のため稍々軽視されている憾みがあるので今少しこれが監視取締の徹底につき考慮の要を認める。

八、事務の処理状況は概ね良好であつたが供覧書類にして供覧せずして綴込んでいるものが散見されたので今後注意を要する。

予 防 課 昭和二十六年六月十二日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 前 田 玄 一

監査概況

当課は本県保健衛生行政の重要部門を担当しておるが常に県下保健所と緊密なる連絡をとり又動員して率先陣頭に立ち防疫並に疾病予防の完璧を期しているものと認められた。特に昭和二十五年度は国立末恒結核療養所の建設に協力して実現につとめ又予ねて懸案の巡回用レントゲン

00489

自動車を購入整備する等主管せる各施策を遂行していることは眞に欣ばしい。しかし当課の事務事業執行過程において予算経理をもたないため事業計画が兎角萎縮し勝ちであることは否められないところでありこの点再考すべきものと認めた。

尙監査の結果細部事項は次の通りである。

一、傳染病患者及死者が過去に比べ逐年著しく減少しつつあることは当課の努力は勿論県民の保健衛生思想の普及向上と予防接種法の施行とによるところが多くその証左として欣ばしいが法定傳染病中の主なる疾病状

況を彼是比較すると左表の如く罹病者、死亡者共に逐年甚しく減少しつつあるが接種率は必ずしも良好でない。これは先年のワクチン禍による人心の影響とワクチンの実費を徴集する関係にあるようであるが、これ等は何とか啓蒙打開して進んで接種を受けしめることが契緊事であるので折角努力を望みたし。

年 度	痘		そ		う		ジフテリヤ		腸チフス		パラチフス		赤痢(含疫痢)		備考	
	種者	種率	種者	種率	種者	種率	種者	種率	種者	種率	種者	種率	種者	種率		
昭和二十二年	六三、四七人	九二、八%	一人	一、一%	一四一、三三八人	九五、八%	一七人	一七、一%	四二七、九七九人	一〇〇、二%	一五四人	一〇〇、二%	四一七、九七九人	一〇〇、二%	四四人	一八三人
															予防接種はなし	

00490

昭和二十四年	三七、八三	七、二二%	一人	三人	一九八人	〇、八%	二人	八六人	八七、五八五人	一七、四%	四人	六五人	八七、五八五人	一七、四%	一人	一四人	予防接種はない	七七人	100人	チフス故りに一時中止費を集めるの種が低下する。
昭和二十五年	定数計四一、五四 期計二六、五四	二九、〇一%	一人	一人	六三、五九八人	八、一、三%	七人	五三人	三三、四二四人	七三、〇%	一人	一六人	三三、四二四人	七三、〇%	九人	四二人				

二、予防接種による市町村への斡旋ワクチンの発註、発送配付、保管代金徴収支払等の一連の取扱いが保健所、予防課、薬務課或いは医務課と謂つた数多の箇所を経由し複雑なる取扱いになつてゐるが予防接種の完全実施を阻害しない限りこれら取扱いは繩張的非能率処理を是正し成るべく簡素化して迅速適正を図るべき要を認める。

三、そ族昆虫駆除事業の一環である傳染病発生防止並に

環境衛生改善業務として補助衛生監視員四十四名を県下各地保健所へ配置してゐるがこれ等は果職員定数外の所謂人夫賃を以つて支弁する雇傭者であり且待遇も極めて悪いので兎角勤務上の安定感を削ぎ又用務のため受持町村への巡回出張に際しても旅費を別途支給されてゐないのでこれを敬遠し内部事務を好む傾向にある等自然活動を不活発にしてゐる憾みがある他面これら補助衛生監視員の素質向上を図る必要も認められる

00491

ので問題は一般職員並の資格に格上げと旅費の別途支給或いは素質の向上等につき更に配意を加へ本事業の活発化を図る要を認める。

四、傳染病隔離病舎の設置状況は以前県下に八〇ヶ所あつたものが現在五〇ヶ所に減少ししかもその中現在の儘漸く使用可能のもの一七で他の三三ヶ所は何れも大小修理を要するものであつてその荒廢不整備状況は塞心に堪えないものがある。中央の方針により五ヶ年計画を以つて整備統合再建に乗り出してゐるので今後に俟つべきであるがこれらは非生産的施設のため地元市町村の熱意が兎角削がれる虞れもあるが悪疫流行等万一の事態に備えるためにも強力にこれが設置勸奨に努力することが緊要と認める。

し以つて事務処理の一元化を図り簡素能率化すべきである。

六、結核予防を重点として疾病予防講演会を県下各地で開催し多大の効果を収めたものと認めるがこの種講演会は保健衛生教育の一環として絶対必要につき今後とも更に実施することが望ましい、殊に本県は結核果として刻印を押されており現在結核患者は約八千名を推計その死亡率からみても全國的上位にある際これが予防と撲滅対策に一層の考究と努力を望みたい。

七、事務の処理状況は概ね良好なるも左記の点注意すべきである。

(1) 各種書類綴は雜然と編綴されてゐるが索引を附する等して整然とすべきである。

(2) 出勤簿と出張命令簿と不突合のものが二、三あつたので今後注意を望む。

五、上下水道敷設事務は土木部河港課と当課の共管となり当課には環境衛生、水質検査を担当し工事上の設計監督施工と謂つた実施過程は総べて河港課で処理してゐるがこれ等は本省との関連もあること、思ふも事務主管課を河港課とし当課は前記担任事務面の協力をな

薬務課 昭和二十六年六月十二日監査
 監査委員 岸本政嘉
 同 山上 吟鏡

00492

同 前 田 玄 一

監査概況
当課の所管事務は比較的地味であるが医薬品監視取締薬事関係各種登録事務或いは医薬品の配給等の重要事務を管掌しておりその状況は概ね順調に執行されているものと認める。しかし本課の最も重要な薬事監視は立入検査数等がらみて未だその徹底を期していない憾みがあるので一層努力すべきである。

尚監査結果による細部事項は次の通りである。
一、当課の最も重要業務である薬事監視は監視員として衛生部長を初め各課長普通課員、薬剤師、各保健長所等約三十名を任命しているが、これ等は一般普通事務を兼務しているため監視員として任務は等閑にされ勝ちであつて昭和二十五年年度の立入検査数は一、二六〇件であり本県の薬局、医薬品販売業者診療所病院等監視を要する箇所の理想的検査件数七、二〇〇件(本県内業者数と検査回数から算出したもの)に遠く及ばない状況である。従つてこれが検査取締の嚴格を期するた

めには最少限度の専任監視員の設置が急務と認める。今後不正、不良医薬品類の氾濫横行を防止するためにこれが設置につき特段の配意が必要である。
二、医薬品及び衛生資材の配給についてはその対象個所が現在一千有余あり、これが配給事務に忙殺されているために機械的処理になつている点が見受けられたが必要なる基礎的調査を実施の上実情に即した需給計画を樹て適正に配給することが望ましい。
三、薬用植物栽培指導奨励は現在他課で所管しているが、只單に増殖栽培のみならず薬用価値とか或いは生産物の販路と謂つた一貫した専門的知識を必要とする見地からして当該事務は總べて当課の主管事務とし一元的に掌理することが効果的良策と認められるので考慮すべきである。
四、事務の処理状況は概ね良好であつたが左記の点留意すべきである。
(1) 庶務関係書類と他書類と彼は混同し編綴されているものがあり又各書類の編綴に当り索引記入の中途

00493

半端となつているものも相当見受けられたので整然と編さんし置くべきである。
(2) 予防接種液及衛生材料受払簿は杜撰である。有償無償区分を明確にすると共に今後嚴重に出納すべきである。

民生部
厚生課 昭和二十六年六月十三日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡
同 前 田 玄 一

監査概況

当課は生活保護法、社会福祉事業法、消費生活共同組合法、公益質屋法、災害救助法、身体障害者福祉法等により民生安定のための諸施策とその他引揚者、生活困窮者に対する更正資金の貸付、引揚者住宅建設、救済用物資配分、授産内職事業、同和事業等々広汎繁多なる厚生事務に職員拳つて精勵し遺漏なく遂行されているものと認められた。
なお監査結果による細部事項は次の通りである。
一、生活保護法に基く昭和二十五年生活扶助状況は過去の世情混沌とした当時に比較すると扶助世帯人員共に著しく減少し一般に国民生活の安定を物語つてい

がその状況は左表の通りである。

年 月 日	人 員	世 帯 数	金 額
昭和二十一年十月	二二、二五七	六、五八三	七〇〇、五八二
同 年十二月	二二、三四三	六、七九八	一、三五七、一一六
昭和二十二年三月	二五、九九三	九、〇六一	三、九三五、〇〇〇

昭和二十五年三月
昭和二十六年三月

一七、六二七
一八、一二五

七、三二九
六、四五二

一三、五二八、五七〇
一五、五九八、三五九

00494

(備考) 扶助金額の増高せるは扶助單位の増額による
なお市町村における生活保護費の漏給又は濫給防止支給の滞滯怠慢、扶助金の転用等凡ゆる面の指導監査は概ね励行し又過誤の防止に努めていることは結構であるが唯監査過程において洩給の発見に困難性があるものと認められるので何等か考究することが肝要と思う。

二、保護施設である授産施設、養老施設、宿所提供施設、医療施設は共に一応整備しつゝあり既設のものは軌道に乗っているが特に授産施設は過去の濫設により二十五年において法の趣意に反した運営方法によるもの、或いは運営状況の拙劣による休業状態にあつたもの、刷新整備を図り不良九施設は兒童福祉施設その他を転用せしめる等して前後策を講じたことは結構である。
なを授産施設の指導監査は随時行つてゐるが施設の性質上全施設に対し毎年度少く共一回程度の指導監査は

必要と認め更に一步進んで経営技術面にも何等かの指導対策が必要である。

三、消費生活協同組合法によるこれが設立組合は地域職域の組合を合して八組合あり外に休業中のもの四組合あるが概ねこれ等組合は運転資金繰りに困難し、ために不振に陥る傾向にあるが他県の例からしても信用度を勘案して若干の歳計現金か或いは子算化したる資金の融資を考慮すべきではないかと思われるので今後の課題として考究すべきことがらと認む。又公益質屋も県下に僅か若桜町が設立しているのみで本県の場合甚だ振つていない。消費組合と謂い公益質屋と謂い何れも庶民階層の厚生福祉機関である性質に鑑み今少し積極的施策が望ましい。

四、社会福祉事業従事職員の内任訓練講習は昭和二十五

00495

年度内に十回を開催受講者延約二百名日数約三十日に互り活潑に開催して知識技能の向上に貢献していることが認められ欣ばしい。従事業務の重要性からして開催結果による受講者の感想希望等も参酌して今後共これが実施することが望ましい。

五、身体障害者福祉法に基き障害者手帳補装具等の交付及び修理等もなしているが県下の障害者二、三九三名中現在迄に申請による手帳交付は一、一八一件で半数以上が未交付となつてゐる。又障害者に対し安全杖、補聴器、義肢義足松葉杖、車椅子、補助ステッキ、色眼鏡、人口喉頭等補装具の交付されたもの四九五件で逐次法の趣意に従い措置しつゝあるが手帳の交付については万難を排し極力交付に努めるべきである。

六、災害救助法による基金として備蓄物資を合せ二十五年度迄に四百四十一万八千余円積立てあり二十五年度中に救助法の適用を受けた岩美郡蒲生村、東伯郡高城村、日野郡根雨町等の火災に対し四十七万五千余円を交付し救助を実施している又災害救助法実施以前特

別基金よりの一部を市町村へ貸付けているもの十一口四十五万三千余円あるが完全償還迄には長年月を要するので成るべく繰上償還により回収することが望ましい。なお災害救助実施訓練の実施規定あるも経費等の関係により昭和二十五年は実施されていないが少くとも年一回は実施すべきで一朝有事に備えるべく不断の訓練が必要である。

七、更正資金貸付状況は資金四千七百四十三万余円に対し貸付金額四千八百二十七万三千円、貸与人員八、九六八人資金に対し一〇〇%強の貸付状況であるが回収困難のため借入要求に応じ得ない状態にあるので鋭意回収に努力し貸付希望に応じよう配慮すべきである。

八、経理その他事務の処理状況は總体的に見て適正に執行されているものと認めたが左の点留意すべきである。
(1) 生活保護費市町村交付額は過不足を生ぜしめないよう留意しているようであるが年度末精算交付が著しく遅延し勝であるのでこれが早期交付に努力されたい。

00496

(2) 当該事務経費予算の地方事務所令達額は地域の大小或いは事業の性質を種々検討した上配当しているものと認めるが更に適正額の配当と迅速令達に留意すること。

(3) 三朝、上神、共和、各投産場の保有建物を処分しているが備付果有財産台帳に登載されていないので登載の上処分経過を記録し置くべきである。

(4) 各種書類の編さん、状況は不充分の憾みがあるので重要書類には索引を附する等して今少し整然とすべきである。

(5) 消耗品交付簿の出納整理が不充分であるので整理を要す。

保 險 課 昭和二十六年六月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 前 田 玄 一

監査概況

国民健康保険制度は戦時中強制的組合設立勸奨により全市町村に設立されていたが終戦後の社会情勢の激変に伴ない市町村民の保険料負担能力低下のために組合の運営不能に陥るものが続出現在存続活動しているものは六七町村で昨年に比し五町村減少している。しかしして存続活動している市町村も保険料総額の一割額程度を一般会計よりこれに繰入れ辛うじて運営している、実情で本県の国保制度は崩壊直前にあるがこの趨勢は全国的で中央でも最後の断を以つて本年三月法律を改正し国民健康保険税として徴収可能な状況に置き国民健康保険事業の運営打開に二石を投じたようである。しかし当課職員の間々ならぬ努力にも拘らず同制度は容易に伸展を見ず寧ろ退歩の傾向にあるのは甚だ遺憾であるので今後と雖も極力一般の啓蒙を図り又これが振与に要する経費を得て社会保償制度の一環とする本事業の伸展に格段の努力を希望致したい。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、国保直営診療所の設立に関しては被保険者の便利と

00497

事業運営上の利点から極力これが勸奨に務めており現在県下に二七ヶ所を設置されているが、今後休止町村への再建強化運動と併行して診療所新設勸奨に一層努力すべきものと認む。

二、本事業運営の痛は何と謂つても保険料の滞納未収によるためであつてそれが因となり果となつて円滑なる運営の門を閉ざし結局は休廃止の己むなき事態に陥るものと認められるので先決は保険料の完全徴収にあるが、現下国補事業が衰退しつゝある際二応建直し軌道に乗る迄でもこれら運営上の諸経費に対する県費助成を相当程度増額することも考慮すべきではないかと思う。

三、経理その他事務は概ね適正に執行されているが果費関係事務職員寡少のためその事務処理に杜撰の面が窺われた今後一層嚴格処理が望ましい。なお次の点留意された。

(1) 予算経理簿の記帳整理は甚だ乱雑である、累計を記入し嚴格処理が望ましい。

(2) 事務処理上の課長代理が著しく多いが徒らなる、

代決は慎むべきである、又出張命令の変更の場合課長決裁を得ず実施されているが適正でない。

(3) 一般文書の編さん、整理は充分でないから今後嚴格整理が望ましい。

兒 童 課 昭和二十六年六月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

監査概況

終戦の混乱期を切り抜け一応人心の安定した今日一面不良化児童は益々増加しつゝあるが当課は児童の福祉施策として福祉施設の整備、要保護児童の措置、青少年不良化防止と善導、母子世帯の厚生等々一連の業務に精励し漸次実績を挙げているものと認めた。しかし児童福祉行政は一般社会の理解と関係諸機関の協力を得なければその完遂は期し難い最も困難な行政でありために当課の並々な努力にもかかわらず未だ充全の域には達し得られない実情にあるので次代を荷負う少国民の保護善導に

00498

一層の努力を要望したい。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、母子世帯の厚生福祉対策については県に母子福祉対策審議会を設け又県及び各地方事務所には母子関係専任職員を配置して母子福祉相談所を設置する等概ねこれが活動は活発化しつつあるが母子世帯の実態は昭和二十四年の調査に止まりその後の状況は不明につき早急これが一齋調査をし実態把握が急務である。なおこれら福祉厚生施策五ヶ年計画を樹て二十五年度は母子会結成の促進を図り市町村単位一五七を数えているが更にこれを拡大すると共に団体の自主的経済活動の助長とその指導をなすことが緊要である。

二、青少年の不良化防止は近時やかましく叫ばれているがこれが対策については教育、司法、労働、警察其の他諸機関の協力と世上一般の理解を必要とすることがただけに容易に実効を収め得られない憾みがある。二十五年度実施したものに児童愛護班巡回指導、モデル地域の設定、子供の調査、学校長期欠席対策、学校

福祉担任職員の協議会等を挙げているが、これらは何れも中途半端に陥り易いので撓まず水続的に実施することに特に留意すべきである。

三、児童福祉施設は二十五年度においては県施設三市町村保育所五、同母子寮三を新増築し、その他に保育所改造拡張一がありこの中新設に属するもの保育所一、母子寮二があるが毎年度中央へ強力で接衝し二十五年度はその国庫補助(二分の一額)六百五十八万円獲得し漸次整備充実しつつあることは欣ばしい。なお二十六年度も保育所八、母子寮一の新築(内訳新設七)することに認可を得ているようもある。なおこれら施設設備の最底基準に達していないものが未だ相当あるようであるが指導監査を励行し早期にこれを改善せしめるよう努力を望む。

四、母子福祉対策の一環である子弟の就学資金貸与に当り一応貸与原簿は作成しあるもこの原簿は恒久的に存置すべきものにつき今少し確固たる台帳様式のものにすることが緊要と認む。

00499

五、里親登録は現在登録件数四一件で委託児童四二名であるが委託すべき該当児童数に対し里親登録の志願者が低調のようであるので不遇児童更生のために一層これが開拓するよう努力されたい。

六、季節保育については一般の関心が稍々薄く春の開設数三―秋一六ヶ所で低調の憾みがあるが、諸団体に開設奨励をなし農繁期における児童環境の改善に努むべきである。

七、保育資格認定講習会は昭和二十五年度かぎりの関係上受講者が多く相当の成果を挙げているようであるが今後においても資格認定の講習に止めず時代の推移に応じて保育の教養訓練智識の向上を図るため尠く共年一回程度の研究的講習会を開催することが必要と認めらる。

八、経理その他事務の処理状況は概ね適正に執行されているものと認められたが次の諸点について今後充分留意せられたし。

(1) 児童弁償金(個人並に町村負担)の収入手続が遅

延の状況である。特に収入関係調定補助簿は年度区分を明確にし厳格に処理すべきである。

(2) 地方事務所に対する経理予算の配付は地域別事務量等を勘案し配当すべきである。なお令達の迅速化を図られたい。

(3) 当課で所管する各施設に対する保有財産は台帳を作成し取得管理処分を一層明確にし置くことが肝要である。

(4) 簿冊書類編綴は乱雑の憾みがあるので重要書類は索引を附する等して整然とすべきである。

世 話 課 昭和二十六年六月十四日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 吟 鏡

当課は元軍人軍属であつた者の身上に関する事務及びその家族に対する諸給与並びに一般邦人を含む未帰還者の調査等を主要事務として管掌しており円滑に処理されて

00500

いるものと認めた。しかし現在最も困難しているものに、ソビエト連邦領域内抑留邦人に引揚問題があるが、この中の生死不明者の終盤的調査究明については凡ゆる方途により調査しつくした段階にあり確実なる情況は今後の推移に俟たなければ如何ともなし得ないようである。し

かし今後なを一層の創意工夫を重ね探究に努力願いたい。なお監査結果により細部事項は次の通りである。

一、前述の如く本業務は特殊性を有するものにして、二十五年中に主なる事務の処理状況は次の通りである。

業 務 別	陸 軍 関 係	海 軍 関 係
未帰還者調査業務	延 一、〇〇〇	延 一六八
邦人未帰還者調査業務	五〇〇	一
死亡公報の処理	五〇	一六
遺骨遺留品の交付	八一	三
傷病恩給、文官恩給、雇傭人扶助金遡及任官の申請処理	六〇	三七
療養費関係処理	六四六	三八四
障害一時金埋葬料の処理	二七	
復員者給与精算業務	二、一三九	
未復員者留守宅渡支払	二、九四三	
特別未帰還者留守宅渡支払	七一一	

00501

死歿者給与金支払
兵籍整理諸証明の発行
土器盃交付
不渡遺留金品調査業務
諸名簿調査資料調査業務

延 一三五
一三三
二、八〇二
一一三
二二〇
一三三

二、未帰還者の状況は

区 分	生 存 確 実	死 亡 見 込	状 況 不 明	計
軍 人 軍 属	九六	一七	三五〇	四六三
邦 人	一一二	四二	三〇三	五六六
計	三二七	五九	六五三	一、〇二九

右の未帰還者中の大半が状況不明者でこれが先決問題であるが現在の段階では、これが調査確明も行詰りの状態にある。

三、未復員者及び特別未帰還者(一般邦人)留守宅渡は本年度より県出納長支払方法となつたが従來の面接渡

の場合と異なり留守宅家族の移動による過誤も起き易いので常にその確認に留意を要す。

四、状況不明者の究明は帰還者とか或いは留守宅の招致調査、探訪調査、窓口調査等をして究明に努力しているが調査洩れのないよう記録をとると共は重復調査のな

